

# 奈良市公報

第79号

令和4年9月1日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告示

月	日	番号	件名	主管
8	1	429	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
8	1	430	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
8	1	431	収納事務の委託	納税課
8	1	432	指定納付受託者の指定	納税課
8	3	433	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
8	3	434	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
8	3	435	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
8	4	436	道路の位置指定	建築指導課
8	4	437	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
8	4	438	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	5	439	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	8	440	指定管理者の公募	奈良町にぎわい課
8	8	441	放置自転車等の保管	環境政策課
8	9	442	放置自転車等の保管	環境政策課
8	9	443	放置自転車等の保管	環境政策課
8	10	444	住居番号の設定	市民課
8	12	445	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
8	12	446	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課

### 監査

月	日	番号	件名
8	3	16	住民監査請求に係る監査結果の公表

### 公営企業

月	日	番号	件名	主管
8	1	33	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
8	1	34	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課

教育委員会

月	日	番号	件名	主管
8	12	14	定例教育委員会の開催	教育政策課

農業委員会

月	日	番号	件名
8	5	10	農業委員会総会の招集

告 示

奈良市告示第429号

令和4年奈良市告示第218号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。  
令和4年8月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙2の表中

鶴原 敬三	つるはら耳鼻科	神殿町694-1	64-3033	を
鶴原 敬三	つるはら耳鼻科	神殿町694-1	64-3033	
出口 潤	出口脳神経クリニック	高天町38-3 近鉄高天ビル1F	25-5200	に、
染川 智	松下クリニック	登美ヶ丘二丁目5-21	48-6022	を
染川 智	松下クリニック	登美ヶ丘二丁目5-21	48-6022	に改める。
松村 宣政	まつむら整形外科クリニック	学園中三丁目705-63	53-0012	

(令和4年8月1日掲示済)

奈良市告示第430号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。  
令和4年8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和4年8月1日(月)から令和4年8月15日(月)までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和4年8月1日(月)から令和4年8月15日(月)まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。1世帯が2通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

- c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで）
- d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）
- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書（配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。）が発行されている者

- (イ) 奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。
- (ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。
- (エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。
- (オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。  
なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。
- (イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。
- (ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。  
なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。
- (イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。  
なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。
- (イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 高齢者向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 60歳以上の者であり、現に同居し、又は同居しようとする親族（次のaからdのいずれかに該当する者に限る。）があること。  
なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居す

る申込みはできない。

- a 配偶者
- b 18歳未満の者
- c 重度若しくは中度の身体障害者又は知的障害等の精神的障害を有する者
- d 60歳以上の者

(イ) ア(イ)から(ウ)までの条件を満たすこと。

### 3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和4年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和3年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。(様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。)

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し(該当者のみ)

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書(該当者のみ)

婚姻予定者(募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者)は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等(該当者のみ)

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書(該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。)

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所(常勤)があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金(本来家賃の3箇月分)、駐車場敷金(駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ)、入居月の家賃及び共益費(該当する住宅のみ)並びに駐車場使用料(駐車場使用申込者のみ)を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和4年8月1日揭示済)

奈良市告示第431号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年8月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都中央区京橋二丁目2番1号 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 委託の期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年8月1日揭示済)

**奈良市告示第432号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和4年8月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都港区海岸1丁目7番1号東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー SBペイメント・サービス株式会社 代表取締役社長兼CEO 榛葉 淳	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎	

2 指定期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年8月1日掲示済)

**奈良市告示第433号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月3日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
八重桜訪問看護ステーションぶらす	奈良県奈良市法蓮町410-2-202	令和4年 6月1日

(令和4年8月3日掲示済)

**奈良市告示第434号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和4年8月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和4年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190159	(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売	合同会社Cocoa	奈良県奈良市五条三丁目21番13号レスポワールI102号室	合同会社Cocoa	奈良県奈良市五条三丁目21番13号レスポワールI102号室
2960199137	(介護予防)訪問看護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ奈良訪問看護ステーション	奈良県奈良市大宮町四丁目295-10奈良朝日生命川口ビル3階

(令和4年8月3日掲示済)

**奈良市告示第435号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和4年8月3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190007	地域密着型通所介護	株式会社クリンプレーズ	奈良県奈良市西大寺栄町3番58-1009号	永都QOL Act	奈良県奈良市佐保台西町47番地2アッレグロミック1階

(令和4年8月3日掲示済)

**奈良市告示第436号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和4年8月4日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市大宮町三丁目5番19号・201号室
申請者氏名	株式会社 R&K 代表取締役 宮内 賢治
道路の位置	奈良市東木辻町29番1の一部
道路の幅員	最大4.01m 最小4.01m
道路の延長	39.00m
指定年月日	令和4年8月4日
指定番号	第R0404号

(令和4年8月4日掲示済)

**奈良市告示第437号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月4日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和4年6月1日
あすならホーム今小路ケアプランセンター	奈良県奈良市今小路町29番1		
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7	居宅 訪問介護	令和4年6月1日
リールヘルパーステーション学園前	奈良県奈良市学園朝日町4-4		



株式会社リールステ ージ	奈良県奈良市大宮町五丁目 3-14 不動ビル4階 406		
訪問介護ニコ	奈良県奈良市法華寺町 1210 番地 TMビル 208 号室	居宅 訪問介護	令和4年 6月1日
合同会社ニコ	奈良県奈良市法華寺町 1210 番地 TMビル 208 号室		
訪問介護事業所はる ひ	奈良県奈良市二名二丁目 2492-7	居宅 訪問介護	令和4年 6月1日
株式会社春日苑	奈良県奈良市三松三丁目 640-1		
あおい訪問介護	奈良県奈良市尼辻中町 11-17	居宅 訪問介護	令和4年 6月1日
株式会社健勝	奈良県天理市岸田町 623 番地 3		
訪問看護ステーショ ンpieces	奈良県奈良市三碓六丁目 10 番 48 コスモプラザ大神 203 号	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和4年 6月1日
一般社団法人イーデ ンホール	奈良県生駒市東松ヶ丘 5-22		
八重桜訪問看護ステ ーションぷらす	奈良県奈良市法蓮町 410-2-202	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和4年 6月1日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町 410 番地の 2		
デイサービスきたえ る一む奈良帝塚山	奈良県奈良市帝塚山二丁目 21- 25	居宅 通所介護	令和4年 6月1日
株式会社楓工務店	奈良県奈良市朱雀三丁目 1-7		

(令和4年8月4日揭示済)

**奈良市告示第 438 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年8月4日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年5月31日 奈良市指令整開 第22A-6号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年8月4日 第1816号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市右京一丁目3番2、3番3、3番6、3番7、3番8、3番9及び3番11

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市右京一丁目3番地の3

医療法人 新生会 理事長 齊藤 正幸

(令和4年8月4日揭示済)

**奈良市告示第 439 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年8月5日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号  
令和4年6月20日 奈良市指令整開 第22A-7号  
令和4年7月25日 奈良市指令整開 第22A-7-1号  
令和4年8月2日 奈良市指令整開 第22A-7-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和4年8月5日 第1817号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市秋篠町1706番の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市秋篠三和町一丁目1番7-306号  
森本 健司

(令和4年8月5日揭示済)

### 奈良市告示第440号

奈良市転害門前観光駐車場の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に關する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

令和4年8月8日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市手貝町14番地の1  
奈良市転害門前観光駐車場
- 2 指定管理者が行う業務の範圍  
(1) 観光駐車場の供用に關すること。  
(2) 観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に關すること。  
(3) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定申請の方法  
(1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市鳴川町37-4  
奈良市観光經濟部奈良町にぎわい課  
(2) 申請期間  
令和4年8月8日から令和4年9月9日まで  
(3) 提出書類  
奈良市転害門前観光駐車場指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。  
ア 奈良市転害門前観光駐車場指定管理者事業計画書  
イ 奈良市転害門前観光駐車場指定管理者収支予算書  
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）  
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類  
カ 団体の役員名簿その他これに類する書類  
キ 団体が令和3年度分（当該年度分が確定していない場合は前年度分）の法人市町村民税（法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合は、団体の代表者の個人市町村民税）の滞納がない旨の証明書  
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に關する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他  
詳細は、奈良市転害門前観光駐車場指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部奈良町にぎわい課  
電話 0742-24-8936

(令和4年8月8日揭示済)

**奈良市告示第441号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年8月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年7月28日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年8月8日揭示済)

**奈良市告示第442号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年8月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年8月3日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する

市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年8月9日揭示済）

奈良市告示第443号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年8月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年8月8日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和4年8月9日揭示済）

奈良市告示第444号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年8月10日

奈良市長 仲川元庸

西大寺国見町二丁目13番11号	二条町一丁目3番4号
学園南二丁目15番5号	西登美ヶ丘二丁目12番4号

四条大路南町11番1号	あやめ池北三丁目6番37号
四条大路三丁目2番27号	あやめ池北三丁目6番36号
百楽園三丁目13番10号	登美ヶ丘四丁目7番24号
百楽園三丁目13番9号	帝塚山南四丁目9番23号
平松三丁目22番14号	西大寺国見町三丁目3番25号
西登美ヶ丘四丁目11番2号	北登美ヶ丘四丁目7番22号
青野町一丁目6番23号	七条西町一丁目27番23号
西登美ヶ丘八丁目2番10号	七条西町一丁目27番22号
秋篠早月町2番26-5号	大森西町23番16号
秋篠早月町3番22-室番号	あやめ池北三丁目6番15号
大安寺二丁目11番10号	三条松町30番13号
富雄泉ヶ丘3番1号	学園南三丁目4番9-1号
西大寺北町四丁目3番9-1号	富雄川西一丁目30番6号
大森西町25番1号	尼辻北町4番7号
あやめ池南一丁目8番35号	富雄泉ヶ丘7番1号
二条町一丁目1番43-7号	三碓七丁目1番24号
二条町一丁目3番3号	

(令和4年8月10日掲示済)

**奈良市告示第445号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月12日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
木村内科医院	奈良県奈良市中山町小出51番地の1	令和4年 6月30日
ひかりクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目8-8サンライトビル5F	令和4年 6月30日

(令和4年8月12日掲示済)

**奈良市告示第446号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月12日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
まつむら整形外科クリニック	奈良県奈良市学園中三丁目705-63	令和4年 8月1日
医療法人ひかり会 ひかりクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目8番8号サンライトビル5階	令和4年 7月1日

(令和4年8月12日掲示済)

**監**

**査**

**奈良市監査委員告示第16号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5

項の規定により通知したので、同項の規定により公表します。

令和4年8月3日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同		中	本 勝
同		横	井 雄 一
同		藤	田 幸 代
			奈 監 第 46 号
			令和4年8月2日

請求人

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同		中	本 勝
同		横	井 雄 一
同		藤	田 幸 代

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和4年6月7日付けで提出のあった奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

\*なお、通知文中の個人情報等については、アルファベットに置き換えている。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載している。

奈良市職員措置請求書

1 請求の要旨

(1) ア 奈良市長は、A地区自主防災・防犯会に対し、令和3年7月9日、交付した自主防災防犯組織活動交付金45万円の返還を請求すること

イ 奈良市長は、今後、A地区自主防災・防犯会に対し、自主防災防犯組織活動交付金を支給しないことを請求する。

(2) ア 奈良市は、奈良市自主防災防犯組織活動交付金交付要項（以下「本件要項」という。）を定め、市民の防災・防犯意識の高揚と全市域に自主的な防災・防犯体制の充実を図るため、自主防災・防犯組織の活動に要する経費の一部について交付金を交付することとしている。

令和3年4月1日、交付金算定基準が改正された。改正前は自治会加入世帯数を基準としていたが、改正後は、区域内世帯数を基準とすることになった。この改正により交付金の対象は自治会会員ではなく、区域内の全住民であることが明らかになった。

イ A地区自主防災・防犯会は、A地区住民の自主的な組織とはいえず、本件要項にもとづく交付金の対象とならない。

A地区自主防災・防犯会に参加する自治会の会員数合計は全住民の3割程度に過ぎない。

A地区自主防災・防犯会規約第4条は、会員はA地区内の各自治会住民をもって構成すると規定し、自治会未加入者を排除している。

同第5条は、A地区自主防災・防犯会の総会は、A地区自治連合会役員、各自治会会長、各団体責任者及び各自治会が選出する運営委員3名をもって構成することと規定し、役員、会長以外の一般住民は総会から排除されている。

同第8条は、A地区自主防災・防犯会の議事は、各自治会会長、各団体責任者により決定されることになっている。自治会の下部組織であって、自主的な組織とはいえない。

以上のとおり、住民不在の運営であり、住民の自主防災・防犯組織とはいえない。

ウ 令和3年7月9日、奈良市長は、A地区自主防災・防犯会会長Bに交付した自主防災防犯組織活動交付金45万円を交付した。

また、本年も、今後、同様に交付するおそれが高い。

しかし、前述したとおり、A 地区自主防災・防犯会は住民の自主的な防災・防犯組織ではない。従って市の交付金要項に沿っていない内容で処理することは市に損害を与え不当である。  
よって、奈良市長は、上記の交付金 45 万円の返還を請求するべきであり、今後は支給をしないよう求める。

なお、上記職員措置請求書には、「A 地区自主防災・防犯会に参加する自治会の会員数合計は全住民の 3 割程度に過ぎない。」との記載があるが、これは、同地区内に存する一部の区域に限定された情報であるので訂正する旨、陳述時に請求人から申出があった。

2 事実証明書

- (1) 甲 1 奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項（令和 3 年 4 月 1 日施行）
- (2) 甲 2 A 地区自主防災・防犯会規約（令和 3 年 4 月 17 日施行）
- (3) 甲 3 令和 3 年 6 月 24 日請求書
- (4) 甲 4 令和 3 年 6 月 24 日支出命令書
- (5) 甲 5 「奈良市自主防災防犯組織活動交付金交付要項」の見直しに問う
- (6) 甲 6 令和 4 年 3 月 17 日付回答書
- (7) 甲 7 C 自主防・A 地区自主防参入に関するお願い
- (8) 甲 8 令和 4 年度 A 地区自主防災・防犯会総会のご案内
- (9) 甲 9 C 自治会発表の令和 4 年度自治会員・非自治会員の割合
- (10) 甲 10 C 自主防災・防犯会の今日までの経過

3 請求の受理等

本件住民監査請求は、令和 4 年 6 月 14 日に要件審査を行った結果、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する要件を満たしているものと認め、これを受理した。

また、請求人は、今後、A 地区自主防災・防犯会（以下「本件防災防犯会」という。）に対し、自主防災・防犯組織活動交付金（以下「自主防交付金」という。）を支給しないことを求めているため、要件審査と併せて同条第 4 項に基づく暫定的停止勧告を行うかどうか協議した結果、同項に規定する要件を満たしていないものと判断した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件防災防犯会に対する令和 3 年度の自主防交付金の交付が、違法又は不当な支出であったか否かについて監査を実施した。

2 監査対象部局

危機管理監危機管理課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 4 年 6 月 27 日に「事実証明書」甲 8、甲 9 及び甲 10 の提出を受け、陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和 4 年 6 月 27 日に、危機管理監及び危機管理課長に対し、陳述の聴取を行った。

5 監査委員の就退任

請求の受理に係る要件審査及び暫定的停止勧告に係る協議並びに請求人及び関係職員からの陳述の聴取を行った監査委員のうち、議員のうちから選任された委員 2 人が令和 4 年 6 月 30 日付けで退任し、同年 7 月 1 日付けで現委員が就任している。

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 確認した事実

(1) 自主防交付金に係る制度の概要について

ア 本市における地区自主防災防犯組織の設置目的及び組織の様態は、次のとおりである。

【奈良市地域防災計画（抜粋）】

第 2 章 第 3 節 第 6 項 自主防災防犯組織等整備計画

1 地区自主防災防犯組織

(1) 組織

地区自主防災防犯組織は、地区自治連合会と連携して、おおむね小学校区の単位で結成された自主防災・防犯活動等を行う組織である。

その安全確保の対象者は、地区内に居住する全ての住民を基本とする。

市は、地区自主防災防犯組織を、「地区全体の安全確保に取り組む組織」として位置付け、平常時にはその充実・発展のために協力・支援するとともに、災害時は協働・連携して、地区全体の安全を確保する。

イ 本市における地区自主防災防犯組織は、おおむね地区自治連合会を母体として派生的に組織された団体であり、昭和 52 年に初めて結成され、平成 29 年度には市内の小学校区 50 地区全てで設立されている。

ウ 本市における自主防交付金は、平成 18 年度に、地域活動推進交付金の枠組みの中で、自主防災・防犯組織活動加算額として交付されたのが始まりである。

エ 平成 20 年度に「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項」(以下「交付要項」という。)が制定されたことを受け、地域活動推進交付金の加算額としての取扱いは廃止され、単独で地区自主防災防犯組織に対して交付金が交付されることとなった。

オ 自主防交付金の交付目的は、次のとおりである。

【奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項 (抜粋)】

(趣旨)

第 1 条 この要項は、市民の防災・防犯意識の高揚と全市域に自主的な防災・防犯体制の充実を図るため、自主防災・防犯組織の活動に関する事業に要する経費の一部について奈良市自主防災・防犯組織活動交付金を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

カ 自主防交付金の交付対象は、次のとおりである。

【奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項 (抜粋)】

(交付対象)

第 2 条 この交付金の交付対象は、地区自治連合会を中心におおむね小学校区で結成された自主防災・防犯組織とする。

キ 令和 3 年 4 月 1 日付けで交付要項が改正され、自主防交付金の額の算定方法について、従来は自治会加入世帯数を基準としていたところ、改正後は区域内の総世帯数を基準とする旨の変更がなされている。

【奈良市自主防災・防犯組織活動交付金交付要項 (改正に係る新旧対照)】

(交付金の額)

(旧) 第 3 条 前条に規定する組織に対する交付金の額は、当該年度の 4 月 1 日現在の自治会加入世帯数を基準とし、別表に定めるところにより算定した額とする。

(別表)

自治会加入世帯数 \ 補助対象	1. 自主防災・防犯組織の両方を結成しているおおむね小学校区で結成された組織	2. 自主防災・防犯組織のいずれかを結成しているおおむね小学校区で結成された組織
1,000 世帯未満	270,000 円 を限度とする。	135,000 円 を限度とする。
1,000 世帯以上 3,000 世帯未満	360,000 円 を限度とする。	180,000 円 を限度とする。
3,000 世帯以上 5,000 世帯未満	450,000 円 を限度とする。	225,000 円 を限度とする。
5,000 世帯以上	540,000 円 を限度とする。	270,000 円 を限度とする。



↓  
 (新) 第3条 前条の自主防災・防犯組織に対する交付金の額は、当該年度の4月1日現在の区域内世帯数を基準とし、別表に定めるところにより算定した額とする。

(別表)

補助対象 区域内世帯数	1. 自主防災・防犯組織の両方を結成しているおおむね小学校区で結成された組織	2. 自主防災・防犯組織のいずれかを結成しているおおむね小学校区で結成された組織
999世帯以下	270,000円を限度とする。	135,000円を限度とする。
1,000世帯以上 2,999世帯以下	360,000円を限度とする。	180,000円を限度とする。
3,000世帯以上 4,999世帯以下	450,000円を限度とする。	225,000円を限度とする。
5,000世帯以上	540,000円を限度とする。	270,000円を限度とする。

ク キの改正理由は、主に次のとおりである。

(ア) 市は、令和元年度において地域防災計画を改定し、地区自主防災防犯組織を地区全体の防災防犯を担う組織として明確に位置付けている。このため、交付要項をその計画改定と整合させる必要があった。

(イ) ほとんどの地区自主防災防犯組織は地区自治連合会と連携して活動しているが、その活動は、自治会又は自治連合会への加入の有無に関係なく地区住民全体を対象に行われており、市は、その実態に合わせるために自主防交付金の算定方法を改正する必要があった。

ケ 市は、令和3年度の自主防交付金の申請受付開始前に「自主防災・防犯組織活動交付金交付要項の改正及び令和3年度同交付金の申請について」(令和3年5月19日)を発出するなどし、各地区自主防災防犯組織の会長に交付要項の改正内容や改正理由を周知していた。

(2) 本件防災防犯会に対する自主防交付金の交付が、違法又は不当な支出であったか否かについて

ア 令和3年6月2日付けで、本件防災防犯会から、令和3年度の自主防交付金について、次のような交付申請書が提出された。

<p><b>【申請内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○申請日 令和3年6月2日</li> <li>○申請者 A地区自主防災・防犯会 会長 B</li> <li>○申請額 450,000円</li> <li>○区域内世帯数 3,192世帯(令和3年4月1日現在)</li> <li>○添付書類 事業計画書、予算書、会則・規約、組織図</li> </ul>
--

イ 自主防交付金の交付申請の受付に際して行われる点検内容は、おおむね次のとおりであった。

<p><b>【点検項目の要約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日付の確認</li> <li>○名前・肩書・住所・組織名が会計登録されているものと合致しているか</li> <li>○押印されている印鑑に誤りはないか</li> <li>○予算案の記載内容に不整合な点はないか</li> <li>○予算の項目に、明らかに防災・防犯活動に反する支出はないか</li> <li>○添付書類は全て整っているか</li> <li>○記入漏れや記入誤りはないか</li> </ul>
--

ウ 自主防交付金の算定基準となる区域内世帯数については、毎年度4月1日時点の「町名別世帯数及び人口」(住民基本台帳に基づく公表データ)の世帯数を基本とし、各自治会の地理的境界や小学校区の設定範囲を

参考に算定されていた。

エ 令和3年6月21日、市は、本件防災防犯会を含む各地区自主防災防犯組織に対して、令和3年度の自主防交付金を交付することを決定し、同年7月9日付けで支出した。

なお、当該決定を行うに際して、市は、「補助金の適正な交付及び執行のための実施要領」（平成20年3月10日付け総務部長通知）に記載のあるチェックシートを準用し、自主防交付金を交付することの妥当性について自己診断していた。

オ アの申請書に添付されていた「A地区自主防災・防犯会規約」（以下「本件規約」という。）において定められている会の目的、活動、会員、組織の編成、役員、会議及び会計に関する規定は、次のとおりであった。

**【A地区自主防災・防犯会規約（抜粋）】**

（目的）

第2条 本会は、A地区自治連合会が主体となり、各自治会及び各種団体と相互に協力して災害の予防対策及び発生時の被害軽減対策に積極的に取り組み「安心して暮らせる町づくり」の推進に寄与するよう防犯活動を実践する。

（活動）

第3条 本会は前第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防災・防犯に関する知識の普及と啓発に努める。
- (2) 地震等に対する災害予防のために、地域の危険ヶ所及び一時的緊急避難場所の把握と改善に配慮する。
- (3) 防災訓練を実施する。
- (4) 災害発生に備え情報の収集、伝達、救出、救護、避難、誘導、応急手当等の活動に備える。
- (5) 給食、給水等の対策に備える。
- (6) 防災資材、機材の使用訓練をする。
- (7) 子どもたちの登校、下校を見守る。
- (8) 安全な暮らしを確保するためにパトロールなどの活動をする。
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第4条 本会は、A地区内の各自治会住民をもって構成する。  
ただし、未加入自治会住民には加入するよう働きかける。

（組織の編成）

第5条 本会の組織は、A地区の各自治会及び各種団体によって構成する。

2 総会及び運営委員会は、連合会役員、各自治会会長、各種団体責任者及び各自治会が選出する運営委員3名をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3～6名
- (3) 書記 1～2名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 自治会会長 10名
- 略
- (7) 各団体責任者 16名

- A地区社会福祉協議会
- A地区民生児童委員協議会
- A地区女性防災クラブ
- 地域安全推進委員A支部
- D中学校区少年指導協議会
- 奈良市交通安全指導委員

A 地区青色防犯パトロール隊  
 E 公園サポート隊  
 A 小学校  
 A 幼稚園  
 A 小学校PTA  
 A 幼稚園PTA  
 A 小学校・幼稚園運営委員会  
 A 地区スポーツ・文化協会  
 D 公民館  
 連合会広報部

2～5 略

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、臨時総会、運営委員会とし、会長が会議を招集する。

2 総会は年1回開催する。総会は最高議決機関であり、役員選出、予算決算、規約改定等を行う。議事は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

3 略

4 運営委員会は、随時開催し、防災・防犯に関する現状の確認、問題の対策、諸計画の立案あるいは検討を行う。

(会計)

第10条 本会の運営に関する費用は、奈良市助成金及び連合会会計をもって充てる。

2 奈良市助成金を主に用いるが、不足するときは連合会会計からこれを補う。

3 略

カ 本件規約及びアの申請書に添付されていた「組織図」によると、本件防災防犯会は、A地区自治連合会が主体となり、自治会10、各種団体16で構成されている。

また、本件規約第5条第2項に規定する総会及び運営委員会は、連合会役員7人、各自治会会長10人及び各種団体責任者16人並びに各自治会が選出する運営委員3人(10自治会で計30人)の合計63人で構成されている。

キ 令和4年4月18日付けで、本件防災防犯会から提出された「自主防災・防犯組織活動交付金実績報告書」を確認したところ、同会は令和3年度中に次のような活動を行っていた。

なお、その内容は、アの申請書に添付されていた「令和3年度A地区防災・防犯事業計画」及び「令和3年度A地区自主防災・防犯組織予算書」の内容とおおむね合致していた。

**【活動】**

定期総会	年1回	(36人参加)
総会準備役員会及び会計監査	計2回	
定例役員会	年12回	
定例委員会	年8回	
防災防犯運営委員会	年2回	(1回目38人・2回目35人参加)
防犯教室	年1回	
防災訓練	年1回	(48人参加)
防犯パトロール(歳末)	年1回	(129人参加)
登下校時の通学路見守り活動	常時	
青色防犯パトロール	常時	(延べ260人参加)

**【会計】**

(収入)

交付金	450,000円	(自主防交付金)
前年度繰越金	8,433円	
受取利息	2円	
計	458,435円	

(支出)		
訓練・研修費	46,159 円	(防犯教室講師謝金・防災訓練用物品等)
防犯活動費	62,000 円	(防犯パトロール活動費)
防災防犯備品費	47,520 円	(トイレ用テント)
防災防犯消耗品費	283,719 円	(のぼり旗・名入れビブス・消火器等)
事務費	19,004 円	(印刷代等)
次期繰越	33 円	
計	458,435 円	

ク 市は、ウの算定作業により、令和 3 年 4 月 1 日現在の A 地区全体の総世帯数が、3,192 世帯であることを確認していた。

なお、このうち自治会加入世帯数は 2,042 世帯であることから、地区全体の自治会加入世帯数の割合は約 64%であった。

3 監査委員の判断

自主防交付金の交付について、市は令和 3 年 4 月 1 日に交付要項を改正し、改正前は自治会加入世帯数を交付金の算定基準としていたところ、改正後は区域内世帯数を算定基準にしている。

請求人は、この改正により自主防交付金の交付対象が自治会員ではなく、区域内の全住民であることが明らかになったとした上で、本件防災防犯会が、本件規約第 4 条により、その会員を地区内の自治会住民に限定して一般住民を排除しているとし、同会が自主防交付金の対象にならないと主張している。また、請求人は、本件防災防犯会が自治会傘下の組織であって A 地区住民の自主的な組織とは言えないとし、その点から見ても自主防交付金の対象にならないと主張している。

このような主張に対して監査委員は次のとおり判断した。

「2 確認した事実」(1)カで確認したように、自主防交付金の交付対象が、地区自治連合会を中心におおむね小学校区で結成された自主防災防犯組織であることは明らかである。また、「2 確認した事実」(1)キ及びクでも確認したように、令和 3 年 4 月 1 日の交付要項の改正は、あくまで自主防交付金の額の算定方法を改めるために行われたものであり、交付対象組織の組織構成の変更まで求めるものではないと考えられる。したがって、本件防災防犯会が、請求人の主張のとおり自治会を中心に構成されていたとしても、それを理由に自主防交付金の対象にならないと言うことはできない。

加えて、「2 確認した事実」(2)キで確認したように、本件防災防犯会は、防災訓練や防犯パトロール、児童の登下校時の見守り活動のような、全住民の安全を確保するための活動を日常的に行っている。これは、「2 確認した事実」(1)アで確認した地域防災計画でも示されているように、まさに地区自主防災防犯組織の設置目的に合致する活動とすることができる。また、「2 確認した事実」(1)オで確認したように、自主防交付金の交付目的は、市民の防災・防犯意識の高揚と全市域に自主的な防災・防犯体制の充実を図ることにあるのであるから、本件防災防犯会がその目的に合致する活動を行っている以上、本件防災防犯会が自主防交付金の対象にならないと言うことはできない。

以上のことから、本件防災防犯会への自主防交付金の交付に違法又は不当な点はないと認められる。

よって、本件住民監査請求には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

4 付帯意見

地区自主防災防犯組織は、地区全体の防災防犯を担う公共性の高い組織であることから、その活動は全住民に開放され、民主的に運営される必要がある。市長においては、適時適切な指導を行われたい。

(令和 4 年 8 月 3 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 33 号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 45 年奈良市条例第 16 号)第 5 条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和 4 年 8 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 8 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

賦課対象区域 (第2負担区)

菅原町の一部

敷島町二丁目の一部

賦課対象区域 (第4負担区)

鹿野園町の一部

北之庄町の一部

(令和4年8月1日揭示済)

**奈良市企業局告示第34号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和4年8月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和4年8月1日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平松一丁目789-1	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
疋田町529番1の一部他	②	分流	
法華寺町323番3の一部他	③	分流	
大森町他 (JR奈良駅南特定土地区画整理事業区域内)	④	分流	
西大寺芝町一丁目2465番	⑤	分流	
七条西町一丁目627番316他	⑥	分流	
中山町1692番10他	⑦	分流	
南登美ヶ丘3474番3	⑧	分流	
山陵町430番1他	⑨	分流	
富雄北二丁目461-3他	⑩	分流	
柏木町496-1	⑪	分流	
南紀寺町一丁目184番	⑫	分流	

位置図省略

(令和4年8月1日揭示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第14号**

令和4年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和4年8月12日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和4年8月19日(金) 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 令和4年度9月補正予算要求額について

議事

議案第23号 令和4年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和3年度教育委員会活動の点検・評価報告)について

議案第24号 令和5年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年8月12日揭示済)

## 農 業 委 員 会

### 奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会令和4年8月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和4年8月5日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

1 日時

令和4年8月12日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所北棟2階 202 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

(3) 奈良農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

(5) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について

(5) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について

(6) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

(7) 知事許可について

(令和4年8月5日揭示済)